

『刑事司法と社会的援助の交錯〔土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集〕』  
(現代人文社刊、2022年) 抜刷

## 犯罪学における離脱理論の展開と論点

相澤育郎

立正大学法学部助教

# 犯罪学における離脱理論の展開と論点

相澤育郎

- 
1. はじめに
  2. 離脱研究の展開
  3. 離脱の定義
  4. 離脱の理論
  5. 離脱の要因
  6. 離脱と介入
  7. 離脱の苦痛
  8. 離脱と当事者
  9. むすびにかえて
- 

## 1. はじめに

日本では、2000年代以降、犯罪や非行からの「立ち直り」に関する理論的・実証的研究が盛んに行われるようになってきている。そして、これら研究の多くは、主に英米で展開された離脱(desistance)研究を参照している<sup>1</sup>。

そこで、本稿では、今後の日本における離脱・「立ち直り」研究の参考とすることを目的に、主に英米における離脱研究の展開と、いくつかの論点を整理することとしたい。

- 
- 1 主なものとして、岡邊健『犯罪・非行からの離脱』（ちとせプレス、2021年）、都島梨沙『非行からの「立ち直り」とは何か：少年院教育と非行経験者の語りから』（昇洋書房、2021年）、相良翔『薬物依存からの「回復」：ダルクにおけるフィールドワークを通じた社会学的研究』（ちとせプレス、2019年）など。
  - 2 早い時期の離脱研究の紹介として、守山正「欧米における『デシスタンス（desistance）』研究の状況：犯罪常習者が犯罪を止めるとき』犯罪と非行150巻（2006年）75-94頁。また最近の有益な研究として、山梨光貴「犯罪からの離脱のメカニズム：更生保護の理論的基盤を求めて」大学院研究年報47号（2018年）189-205頁、同「重要な他者：関係性の構築と犯罪からの離脱」比較法雑誌54巻3号（2020年）155-173頁。

## 2. 離脱研究の展開

Farrall によれば、欧米において離脱研究と呼ばれる領域が本格的に展開されたのは1970年代以降であるが、「人がなぜ犯罪を止めるのか」というテーマに着目した研究自体は、以前から存在していた。中でも、もっとも重要な研究は、Glueck と Glueck の『少年非行の解明(*Unravelling Juvenile Delinquency*)』(1950年)である。犯罪キャリアにおける開始(onset)に理論の焦点が当てられていた当時において、彼らは、その終結(termination)に関心を向けた唯一の犯罪学者であった。<sup>3</sup>

1970年代から80年代にかけて、犯罪からの離脱への関心が飛躍的に高まった背景には、1960年代から英国および北アメリカで相次いで開始された縦断的な調査プロジェクトが関係している。<sup>4</sup> これら調査プロジェクトの対象となった8歳から15歳の少年たちは、その一部は犯罪者としてのキャリアをスタートさせ、また一部は成長に伴い犯罪への関与を止めていった。その結果、1970年代半ばから後半の時点で、コホートの対象者は、一度も犯罪に及んだことのない者、犯罪に及んだが現在はその頻度を減らした者、そして、完全に犯罪を止めた者によって構成されることになった。その結果、犯罪への関与を研究することを期待していた多くの研究者は、多くのコホート構成員による犯罪への関与の停止についても説明を求められるようになったのである。<sup>5</sup>

これに加え、Shover や Maisenhelder といった独自のインタビュー調査を行った研究者たちによる質的研究が、この時期に公開され始めたことも、離脱への関心を高めることに寄与した。1980年代の半ばには、離脱は、単なる犯罪キャリア研究の付属物ではなく、それ自体が正当なトピックとなったのである。<sup>6</sup>

## 3. 離脱の定義

犯罪研究の対象として浮かび上がってきた離脱は、同時に、どのような状態

---

3 Farrall, S.(eds), (2000), *The Termination of Criminal Careers*. London: Routledge, xii.

4 例えば、合衆国では、1950年代に Philadelphia Birth Cohort、1960年代に National Survey of Youth and Youth in Transition Survey および1970年代半ばに National Youth Survey が行われ、英国では、1960年代初頭から Cambridge Study in Delinquent Development が開始された。

5 Farrall, *supra* note 3.

6 *Ibid.*

を「離脱した」と見なすのかという離脱の定義の問題を孕んでいた。すなわち、離脱とは、犯罪キャリアが終結し、どの程度の不在期間を意味するのか、犯罪の不在だけではなく深刻さの低減も離脱と見なして良いのか、また結局、真の離脱は死ぬまで分からないのでないか、といった疑問である<sup>7</sup>。

Graham と McNeill によれば、1990年代、研究者は、離脱を一定期間ないし年齢の間の犯罪行為の不在や、刑事司法的対応の不在として定義していた。例えば、1年以内に犯罪行為に及んでいないこと、刑務所から釈放後3年間逮捕されていないこと、31歳までに最後の有罪判決を受け、その後10年以上、再度の有罪判決または拘禁刑を受けていないこと、などである<sup>8</sup>。

こうした離脱の定義は、2000年代以降、より離脱のプロセスを重視する方向に展開される。例えば、Bushwayらは、犯罪行為の不在という最終的な状態に焦点を当てることは、個人がそこにたどり着くプロセスを軽視することになるとし、離脱を「犯罪傾向と見なされる犯罪性が年齢に伴い変化するプロセス」と定義している<sup>9</sup>。またLaub と Sampson は、犯罪キャリアの研究にあたって、犯罪行為が停止した時点を目指す終結(termination)と、これを支える因果的プロセスとしての離脱を区別すべきだと主張した。これにより、Laub と Sampson は、従来混同されてきた結果(outcome)としての終結から、離脱プロセスの背後にある原因(cause)としての動的要因を切り離して考えることができる<sup>10</sup>と考えた。

これに対しMaruna と Farrall は、Laub と Sampson の定義が離脱の原因と離脱そのものを混同することで、離脱研究に新たな混乱をもたらすと指摘する。もともと「離脱する」という動詞は、何らかの行為を差し控えることを意味するが、犯罪学において離脱はほぼ常に、「犯罪行為の不在の継続的な状態」を意味するものとして用いられ、それに至る要因のことではなかった<sup>11</sup>。彼らは、このような混同を解消するために、Lemert によって用いられた第1次逸脱と第2次逸脱という定義を離脱に応用することを提案している。すなわ

7 こうした問題を独自の視点から分析したものと、山梨光貴「離脱研究の『問題』と『解答』の構図」比較法雑誌53巻4号(2020年)257-276頁。

8 Graham, H. and McNeill, F., (2017) 'Desistance: Envisioning Futures', in Carlen, P. and França, L. A.(eds), *Alternative Criminologies*. London: Routledge, pp. 434-435.

9 Bushway, S. D., Piquero, A. R., Broidy, L. M., Cauffman, E. and Mazerolle, P., (2001), 'An Empirical Framework for Studying Desistance as a Process'. *Criminology* 39(2), p. 494.

10 Laub J, H. and Sampson R. J., (2001), 'Understanding Desistance from Crime', *Crime and Justice* 28, p.11.

11 Maruna, S. and Farrall, S., (2004), 'Desistance from Crime: A Theoretical Reformulation', *Kolner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie* 43, p.3.

ち、犯罪キャリアの途中における休止(lull)または犯罪のない切れ目(crime-free gap)のことを指す第1次離脱(primary desistance)と、犯罪行為のない状態から、非犯罪者または「別人」としての役割またはアイデンティティへの移行を指す第2次離脱(secondary desistance)という区別である。Maruna と Farrall によれば、実際、最近の研究において、長期間の離脱が個人のアイデンティティのレベルでの変化を伴うことが明らかにされている。<sup>12</sup>

より最近、McNeill は、第3次離脱(tertiary desistance)という観念を加えることを提案している。これは、単なる行為やアイデンティティではなく、道徳的および政治的なコミュニティへの帰属感覚の移行を意味している。McNeill は、調査研究に基づき、アイデンティティが社会的に構成され、交渉されるのであれば、長期にわたる変化の保持は、個人が自らをどのように見るのか、他者からどのように見られるのかに加え、社会における自らの立場(place)をどのように見るのかにかかっていると論じる。これを端的に言えば、「離脱は、個人的であると同様に、社会的および政治的なプロセスである」ということになる。<sup>13</sup>

## 4. 離脱の理論

こうした離脱の定義は、離脱をいかに説明するのかという離脱の理論と切り離せない関係にある。Weaver は、現在までに展開された離脱理論を個人的・主体的理論(individual and agentic theory)、社会的・構造的理論(social and structural theory)、相互作用の理論(interactionist theory)、そして状況的理論(situational theory)に分類し、以下のように要約している。<sup>14</sup>

離脱の個人的・主体的理論は、離脱現象を個人の「成熟による改善(maturational reform)」ないし「合理的選択(rational choice)」の結果と見なすところに特徴がある。よく知られているように、年齢犯罪曲線は、犯罪行為が早期少年期に始まり、後期少年期ないし若年成人期でピークを迎え、30歳以降ほとんど見られなくなることを示している。Glueck と Glueck は、自然な成熟プロセスである身体的・精神的な変化が加齢による行動の改善を説明するとし、

---

12 Ibid. at p.4.

13 McNeil, F., (2016), 'Desistance and Criminal Justice in Scotland', In Croall, H., Mooney, G. and Munro, R., (eds), *Crime, Justice and Society in Scotland*. London: Routledge, p. 201.

14 Weaver, B., (2019), 'Understanding Desistance: A Critical Review of Theory of Desistance', *Psychology, Crime & Law* 25(6), pp. 641-658.

離脱は社会構造的な要因によって影響を受けないだけでなく、標準的かつ予期されたものであるとした。近年は、神経生物学的システムに注目し、報酬に対する感覚の心理学的・神経生物学的発現が幼年期から少年期に増加し、後期少年期にピークを迎え、その後減少することが明らかになっている。Weaver は、こうした研究が認知や行動に与える生物学的な成熟プロセスに重要な洞察を与える一方で、ライフコースにおける出来事や社会構造的、状況的または制度的な影響を説明しないとする。さらに、加齢や成熟を普遍的かつ自然的現象として見ることは、個々人の離脱経路の差異を説明できないと指摘する。また、Paternoster と Bushway は、犯罪からの離脱のアイデンティティ理論として、離脱プロセスに関する認知的、合理的選択のおよび個人主義的モデルの理論を展開した。それによれば、人々は、人生に対する不満が増大すると、非犯罪者としての将来と現在とを比較し、意識的に変わろうと決心する。こうした再計算(recalculation)が変化への動機づけを引き起こすのであり、結婚や雇用といった社会制度へと向かうのは、アイデンティティの変化が生じた後である。Weaver は、この理論が既存のネットワークと社会関係における変化が持つ意味や、それが離脱を引き起こし、可能にし、維持するという役割を軽視していると指摘する。<sup>15</sup>

離脱の社会的・構造的理論は、離脱現象を個人の学習や分化的接触、またはインフォーマルな社会統制の変化の結果として捉える。社会的学習という観点からは、犯罪の開始要因と離脱要因は、裏表の関係にある。したがって、離脱要因には、非犯罪的な友人や重要な他者との接触、手本とする犯罪行動への曝露と機会の少なさ、離脱を好ましいとする態度、犯罪への継続的な関与を減じる分化的な強化などが含まれる。Warr は、離脱要因でもっとも重要なのは結婚による同輩との結びつきの弱体化であり、親密な関係性がそのような者と関わる時間を減らすとした。また、Laub と Sampson の研究は、家族、教育、そして結婚といった社会統制の制度(institution of social control)へのインフォーマルな結びつきが、特に若年成人期の離脱を促進すると指摘した。このことは、成熟理論とは異なり、成人への移行期の経験が必ずしも普遍的なものではなく、個人によるコントロールが可能であることを示唆している。さらに、Laub、Nagin と Sampson は、こうした離脱のトリガーとなる社会的な出来事が、しばしば「偶然に(by chance)」または「何もしなくても(by default)」起

---

15 *Ibid.* at pp. 643–646.

こりうるものであり、単なる個人の意思決定の結果ではないと論じている。ただし、Weaver は、インフォーマル社会統制理論の研究対象が男性に偏っていることや、実際には雇用が犯罪行為の停止の「後に」生じているとする研究があることを指摘している<sup>16</sup>。

離脱の相互作用的理论は、個人のナラティブに依拠しながら、離脱のプロセスを主体的要因と構造的要因との間の相互作用として理解する。この理論では、離脱は、個人がその社会構造的な状況を変えようと努める中で、新たな行動様式や向社会的な役割を獲得し(逆もまた然り)、様々にその個人的および社会的アイデンティティを変化させた結果として現れる。Girdano らは、象徴的相互作用論の視点を発展させ、認知的変容の4つのパートによって、変化のメカニズムを明らかにしようとした。すなわち、①行為者の変化に対して基本的に開かれた状態への移行、②変化のための特定のまたは複数のきっかけ(hook)への暴露とそれへの態度、③好ましいかつ型にはまった「代替りの自己(replacement self)」の想像と形成、④逸脱行動またはライフスタイルに対する見方の変容である。また、King は、人々が情報を考慮しながら目標達成のための方策を調整し、自己の選好をも適合させており、離脱へと移行する行為主体はアクティブかつ変わりやすい性質を有していることを指摘した。さらに、Weaver は、離脱研究では、同輩集団、結婚、育児および雇用などの社会関係が離脱に影響を与えているという点では合意があるが、そのような社会関係のダイナミクスや、その個人および社会構造への影響を検討したものが少ないことから、犯罪と離脱に影響を与える同輩集団の役割を検証した。Weaver は、相互作用的理论における主体性(agency)やアイデンティティの強調が、それまでの相対的に決定論的な離脱の説明に重要な修正を加えたと評価する。しかし同時に、離脱における主体性の役割の説明は、内省的プロセスには何が伴うのか、またそのプロセスがどのようにアイデンティティを形成または変容させるのかといったことについてほとんど明らかにしていないと指摘している<sup>17</sup>。

離脱の状況的理论は、相互作用的理论に基づきながら、空間的な条件や日常活動が離脱に与える影響に着目する比較的最近の理論である。Bottoms は、犯罪キャリア研究の中でほとんど注目されてこなかった、離脱の状況的および場所的なダイナミクスがそれ自体注目に値すると考えた。Bottoms は、場所は単に行為が行われる空間ではなく、その重要な発生要因であるとした。した

16 *Ibid.* at pp. 646-648.

17 *Ibid.* at pp. 648-651.

がって、転居などによって周囲の環境が変われば、人々の行為も変わりうると論じた。また、Farrallらは、離脱が人々の日常活動にどのように影響を与えるのか検討した。Farrallらは、離脱とは、単にこれ以上の犯罪をしないというだけでなく、かつて犯罪をしていた時とは全く異なった場所に個人を置く、一連の日常活動を採用することであるとした。Weaverによれば、状況的理論は、相対的に未確立ではあるが、離脱の状況と空間に焦点を当てることで、相互作用的理论に新たな局面を加えるものとして注目されている。<sup>18</sup>

## 5. 離脱の要因

以上のような離脱研究の進展に伴い、現在では、離脱に影響すると考えられる要因について、ある程度明らかになってきた。Marunaは、英国のNOMS (National Offender Management Service) 向けの文献レビューの中で、主要な離脱要因を以下のようにまとめている。「加齢と成熟」は、離脱と関係しており、英国では、ほとんどの街頭犯罪が20代でピークを迎え、30代で減少する。「家族と関係性」といった他者への親密なつながりは、離脱を援助する。ただし、配偶者が犯罪や薬物使用に関わっていない限りにおいてである。また薬物とアルコール使用は、犯罪行為との強い関連があり、「ソブラエティ」が離脱において求められる。したがって、離脱プロセスにおける薬物からの回復は重要であるが、回復と離脱は自動的な関係ではない。安定的な「雇用」を得た者、とりわけそれが達成感、満足感もしくは卓越性を与えるようなものであった場合は、犯罪行為を止めやすい。ただし、ホワイトカラー犯罪は、雇用だけでは防げない。「希望と動機」も離脱と関係しており、多くの研究で、離脱している者は、変化へと強く動機づけられ、物事を変えることができるという自信を持っていたことが明らかにされている。加えて、他者に対して関心や共感を持ち、「何かを与える」ことを考える者は、犯罪から離脱しやすい。社会、コミュニティまたは家族に貢献する方法を見つけた者は、よりうまく犯罪を止めることができる。さらに、こうした貢献が公的に承認されると、効果はより大きくなる。「社会集団の中での居場所」を持ち、他者とつながっているという感覚を有する者は、犯罪から距離を置くようになる。離脱を支えるネットワークには、拡大家族、互助会、クラブ、そして文化的または宗教的な集団がある。自分自

18 *Ibid.* at pp. 651–652.



身を犯罪者ではなく、過ちを犯した基本的には良い人物とみなすこと、すなわち「犯罪者としてのアイデンティティを持たない」ことは、離脱を容易にする。これはMarunaの研究によっても明らかにされている。そして、多くの離脱者が述べているように、他者から「信じられる」という経験は、大きな力を持っている。多くの者は、変化の可能性や人柄、社会へ貢献できる人物であると信じてくれる他者がいることで、大いに勇気づけられている。<sup>19</sup>

## 6. 離脱と介入

離脱研究によって離脱の要因が明らかにされたことで、これに対する介入を通じた再犯防止の可能性が探られるようになった。この点、Marunaらは、次のような興味深い指摘をしている。すなわち、離脱研究は、もともと専門家主導の医療モデルに対する批判として現れた。離脱現象を探求することは、矯正的な介入を受けなくても変化を遂げた人々を研究することである。つまり本来、自然発生的(spontaneous)であると考えられてきた離脱という用語は、逮捕や処罰の経験のない犯罪行為者に生じた自己変容(self-change)のプロセスと、公的な介入を受けた犯罪行為者によって経験されたプロセスとを区別することを意図していた。このような研究の増加は、一部の者にとって、更生実務への関心を逸らす論拠となった。なぜなら、ほとんどの犯罪行為者が「大人になっていく(mature out)」のであれば、そうした人々を矯正することによって犯罪を減らそうとする試み自体が疑わしいものとなるからである。<sup>20</sup>

もっとも、Marunaらは、離脱と公的介入(再統合、処遇、更生等)がまったく相反するものであるとか、更生への取り組みを軽視することが離脱を促進させるなどと主張するわけではない。むしろ、離脱(自己変容)と更生(介入を通じた変容)は、少なくとも部分的には同じプロセスを含むものとして理解する。すなわち、カウンセリングやトリートメントを受けている者であっても、自己を変容させようという困難な作業の大部分を、そうした専門的な介入の外で行っている。その意味で、処遇を受けている者も、なお「自己変容」した者と見なすことができる。他方、「自然発生的な自己変容」を遂げた者であっても、実

---

19 Maruna S., (2010), 'Understanding Desistance from Crime' , Ministry of Justice, National Offender Management Service.

20 Maruna, S., Immarigeon, R. and LeBel T. P., 'Ex-Offender Reintegration: Theory and Practice', in Maruna, S. and Immarigeon R. (eds), *After Crime and Punishment: Pathways to offender Reintegration*. London: Routledge, p. 11.

際には多大な支援、援助およびアドバイスを受けている。専門的な訓練を受けたセラピストであれ、そうではない友人や家族によるものであれ、それ自体はなお「介入」と言うことができる。したがって、専門的な処遇を受けているかどうかの区別はあまり重要ではなく、離脱している人々の実際の経験、プロセスおよび経路を総体的に理解する必要がある。その上で、矯正的な介入は、改善の自然発生的なプロセスを認識し、それを補完または強化することができるよう設計されなければならないと、Maruna らは主張している<sup>21</sup>。

Bottoms と Shapland は、シェフィールド離脱研究において、犯罪行為を持続していた113名の男性を3～4年間追跡し、合計で4度のインタビューを実施した。その結果に基づき、彼らは、離脱の早期段階における相互作用モデルとして、自然発生的な7段階の離脱プロセスを明らかにした。すなわち、ある者は①犯罪行為を持続する中で、何らかのきっかけによって、②変わりたいという希望を持つようになり、③自分自身や周囲の状況について、異なったやり方で考え始める。やがて、その者は、④離脱に向けたアクションを取ることを試みるが、ここではしばしば⑤妨害や誘惑にぶつかるため、⑥彼自身の内面、または多くの場合、変化した社会関係からの支えとなる強化要因を見つけなければならない。それがなければ、その者は再犯に陥る(*relapse*)が、成功すれば、⑦やがて非犯罪者として、犯罪から解放されたアイデンティティを得ることになる。またBottoms と Shapland によれば、こうした離脱のプロセス全体に対して、常に影響を与える2つの重要な要因がある。1つ目は、本人の個人的、社会的および犯罪的な歴史の結果としての個人的要因(*individual's dispositions*)、2つ目は、利用可能なソーシャル・キャピタル(結束型と橋渡し型の双方を含む)である。彼らのモデルの中では、これらはいずれも時間と共に変化し、また変化させることができるものであり、相互作用する動的な要因として捉えられている<sup>22</sup>。

Graham と McNeil は、上記のモデルは変化のモデルであって、介入のモデルではないとしつつも、介入が変化を支えうる複数のポイントを指摘している。すなわち、介入は①変化のきっかけになることもあれば、②動機づけを高めたり、③自己や周囲について考えることを助けたりするかもしれない。また、

---

21 *Ibid.* at pp. 12–17.

22 Bottoms, A. and Shapland J., (2011), 'Steps Towards Desistance among Male Young Adult Recidivists', in Farrall, S., Hough, M., Maruna, S. and Sparks, R. (eds), *Escape Routes: Contemporary Perspectives on Life after Punishment*. London: Routledge, p. 70.

介入が④アクションを取る本人を支援することや、⑤障害を取り除き、あるいはこれを乗り越える助けとなること、さらに⑥支えとなる強化要因を与えることもありうる。さらに、介入によって⑦変化を認識するための手段が与えられるかもしれない。変化の重要な2つの動因に対しても、介入は、個人の可能性を高め、本人の変化の努力を支えるソーシャル・キャピタルの源を発展させることがありうるのである。

McNeilらは、社会内処遇の領域において、離脱研究から得られる実務のための7つの原則を示している。すなわち、①離脱が本来的に個別化された主観的なプロセスである以上、介入へのアプローチは、アイデンティティと多様性に適合し、かつこれを引き出さなければならない。②動機のみならず希望の喚起と維持は、実務家にとって鍵となる役割となる。③離脱は、人間関係という文脈の中でのみ理解することができる。これには、矯正実務家と犯罪行為者との間の関係のみならず(これが大いに重要であることは確かであるが)、犯罪行為者と本人にとって重要な人々との間の関係も含まれる。④矯正実務家は、犯罪行為者のリスクとニーズに焦点を当てるところから始めるが、同時に犯罪行為者は、離脱への障害を乗り越えるために使うことができる、個人的な長所と資源、そして社会的な長所と資源の両方を持っている。監督(supervision)は、こうした能力を支援し、発展させる必要がある。⑤離脱が主体性を発見することに関わるものである以上、自己決定を奨励し、尊重する必要がある。これは、犯罪行為者を処遇するのではなく、彼らと協働することを意味している。⑥ヒューマン・キャピタルのみに基づいた介入(あるいは犯罪行為者の能力とスキルを開発するだけの介入)だけでは、不十分である。介入は、コミュニティと犯罪行為者と協力して、ソーシャル・キャピタルの問題にも対処する必要がある。そして、⑦矯正サービス(より一般的に司法システム)は、犯罪行為者の進歩と変化を認め、これに「お墨付きを与える(certify)」方策を見つける必要がある。また、同様に、犯罪行為者としてのアイデンティティを強化するような用語よりも、「回復(redemption)」の可能性を信じることができるような言葉を使用することも重要である。<sup>24</sup>

---

23 Graham and McNeil, *supra* note 8 at p. 440.

24 McNeill, F., Farrall, S., Lightowler, C. and Maruna, S., (2012), 'Reexamining evidence-based practice in community corrections- beyond "a confined view" of what works', *Justice Research and Policy* 14(1), pp. 35-60.

## 7. 離脱の苦痛

このようにして、近年、著しく発展した離脱研究は、次第に離脱の「その後」に対しても関心を向けるようになった。そして、それら研究によって、離脱は必ずしも万人にとって望ましい状態をもたらすものではないこと、すなわち、離脱の苦痛(pains of desistance)が指摘されるようになった。Nugent と Schinkel は、長期の犯罪キャリアを持ち、長期刑の言い渡しを受けた20代後半から50代の男性受刑者9名へのインタビュー調査と、短期の犯罪キャリアを持つ16歳から21歳の男女5名へのインタビュー調査を各自で行った。彼女らは、離脱の定義で問題となった前述の3つの離脱を、それぞれ行為離脱(=第1次離脱)、アイデンティティ離脱(=第2次離脱)、関係離脱(=第3次離脱)と言い換え、2つのグループの調査から得られる共通の離脱の苦痛について論じている。<sup>25</sup>

調査の結果、2つの集団が経験している離脱の苦痛には、共通して3つの要素が見出された。第1に、孤独の苦痛(pain of isolation)である。長期キャリア集団に属する人々は、犯罪行為を避けようとし、かつての友人(や敵対者)から距離を取ることで、自らを孤立させていた。また、仮釈放の身である以上、誘惑を避け、リスクから常に遠ざかっていなければならず、しばしば彼らは、家に閉じこもっていた。彼らは、まるで追放(displacement)されたかのように感じ、新しい生活に対するコントロールの感覚を失っていた。<sup>26</sup>他方、短期キャリア集団に属する人々は、全員がかつて地元ギャングに所属していたが、彼らは最初のインタビューの時点で、そこから抜けていた。そして、彼らもまた、犯罪を止めるために仲間から離れることで、独立の苦痛を経験していた。彼らは長期キャリアの人々とは異なり再収容の心配がないにもかかわらず、多くの時間を家で過ごし、同じような孤独を経験していた。<sup>27</sup>

第2に、目標失敗の苦痛(pain of goal failure)である。長期キャリアの人々のアイデンティティは揺らいでおり(もはや受刑者ではないが、完全に自由の身でもない)、ほとんどの人が目標、その多くは雇用を得ることによって、なりたいたい自分に近づこうとしていた。しかし、彼らの離脱(アイデンティティ離脱)へ

25 Nugent, B. and Schinkel, M., (2016), 'The Pains of Desistance', *Criminology and Criminal Justice* 16 (5), pp. 568-584.

26 *Ibid.* at p. 572.

27 *Ibid.* at pp. 575-577.

の試みは、彼ら自身の前歴や、職歴ないし資格のなさによって挫かれていた。その結果、目標失敗の苦痛が生み出されていた。<sup>28</sup>短期キャリアの人々も、新たなアイデンティティを得ようとする中で、目標失敗の苦痛を感じていた。ある者は、再犯はしていない(行為離脱の達成)が、仕事もなく(関係離脱の不達成)、日々を単に過ごすだけであつた(アイデンティティ離脱の不達成)。若年の彼らの一部にとっては、親になることが新しいアイデンティティとなっていたが、それだけでは必ずしも十分ではなかつた。彼らは、限定された機会とソーシャル・キャピタルの不足によって、向社会的なアイデンティティの確立を妨げられていた。<sup>29</sup>

第3に、希望喪失の苦痛(pain of hopelessness)である。この最後の苦痛は、前述の2つの苦痛の結果として生まれていた。長期キャリアの人々にとって、満足する生活を送ることができず、目標に向かって進むこともできないという感覚は、現在の生活をやり過ごす以外のすべてに対する希望を徐々に失わせていった。この希望喪失の感覚は、彼らが当初の目標に対して持っていた熱意や動機づけを蝕み、無力感と無関心へと至らせた。結局、彼らは、自ら望んでいた幸せな結末に対する視野を失うことになった。<sup>30</sup>短期キャリアの人々も、同様に、孤独と目標失敗に起因する希望の喪失を経験していた。5名のうち2名は、父親となることで一定の希望を持っていたが、雇用という彼ら自身の目標を満たしてはしなかつた。また別の1人は、仕事をしようとしても、度々教育や見通しの不足によって挫折し、結果的に再犯に至ってしまった。<sup>31</sup>NugentとSchinkelによれば、苦痛の原因となる障害は異なっているが、2つの集団の経験には多くの類似性があつた。本研究は、行為離脱、アイデンティティ離脱、そして関係離脱が相互に影響を与え、これらのうちどれが欠けても、離脱の成功は限定的または壊れやすいものであることを示唆していた。

## 8. 離脱と当事者

前述のような離脱研究が発展するに伴い、そのような離脱に向けて奮闘する当事者の体験(lived experience)に注目が集まるようになった。体験に焦点をあ

---

28 *Ibid.* at pp. 573-574.

29 *Ibid.* at pp. 577-578.

30 *Ibid.* at pp. 574-575.

31 *Ibid.* at pp. 578-579.

てた研究は、そうした人々を、問題、ニーズまたはリスクの束ではなく、刑事政策と実務を発展させるための知識と経験を持った有益な存在として浮かび上がらせた。例えば、英国における Desistance Knowledge Exchange Project は、有罪判決を受けた者、保護観察下にある者、刑務所にいる者、彼らの家族、実務家、管理職、政策立案者および大学研究者が一緒になって、異なる知識と経験を分かちあい、改革の提案をすることを目的として発足した。参加者たちは、刑事司法手続きの設計、提供および改良に、有罪判決を受けた経験のある人々と共に関与する。彼らは、拘禁への依存を減らすこと(特に女性や黒人、精神疾患のある人々、そして短期刑を受ける人々に対して)や、犯罪歴を開示する法制度の改革などを主張した。<sup>32</sup>

また Maruna は、離脱思想が次に進むべきステップとして、「社会運動としての離脱」を提案する。それは、離脱というコンセプトを専門職が支配する刑務所と保護観察の世界から、まさに離脱が生じるコミュニティの中へ戻すことである。例えば、米国カリフォルニアに本拠地を置く AOUON(All of Us or None)は、かつて刑務所にいた人々と現にいる人々を組織する全国的な取り組みである。そのウェブサイトでは、「かつて支持者たちは私たちのために発言をしてくれた。しかし、私たちが自らのために発言する時が来ている。私たちは、無力な制度の被害者以上の者になれる力を明らかに有している」と声明されていた。<sup>33</sup> また、東海岸で活動する JLUSA(Just Leadership USA)は、かつて受刑者であった Glenn E. Martin によって組織された。この組織は、2030年までに米国の刑務所人口を半分にすることを任務とし、すでにスキャンダルにまみれたライカーズ島刑務所の廃止を主張している。Martin は、「私たちは、ナラティブを用い、人種と階級の差別に関する真実を伝えることで、システムを論じている。それは正義もしくは公平といった刑事司法の理念に、実際の司法がいかに合致していないのかを、人々が知ることができるように行われる。人々は逸話に耳を傾ける。多くの人がデータを忘れるが、物語は忘れない」と述べている。こうした動向は、英国においても見られる。UNLOCK(Unlock National Association of Ex-Offenders)は、「スティグマと障害に直面している犯罪歴のある人々に声と支援を届ける」ことを目的とした、英国でも卓越かつ成功した元受刑者のグループである。また、2009年に設立された User Voice

32 Graham and McNeil, *supra* note 8 at p. 442.

33 現在、このページはリンクが切れている。引用は、Maruna S., (2017), 'Desistance as a Social Movement', *Irish Probation Journal* 14, p.11. による。

は、更生支援改革の鍵は、受刑者自身に刑務所運営に影響を及ぼす力を与えるべきであるとして、選挙によって選ばれた受刑者委員会の設立を進めている。<sup>34</sup>

こうした「私たち抜きで、私たちのことを決めるな(nothing about us without us)」の動向は、犯罪学の領域において、すでに受刑者犯罪学(convict criminology)と呼ばれる形で現れている。(自身も有罪判決歴がある)Richards と Ross は、従来の政府や大学関係者によって行われてきた「管理者的研究」が、刑事司法によってもたらされた害(harm)を軽視してきたと論じる。彼らは、この新しい学派の登場の背景にある動向を次のように指摘している。第1に、「犯罪学の理論的展開」は、犯罪学者や他の社会学者に、有罪判決を言い渡されたことがある人々の声が忘れられ、追いやられ、また単に無視されてきたことを気づかせた。ここでは、離脱研究が大いに貢献していると言うことができるであろう。第2に「刑務所の失敗」である。つまり、刑務所は、何ら社会に脅威を与えない者を長期間にわたって閉じ込め、そのうえ彼らを更生させるための努力を何もしていない。第3に、活動家やジャーナリスト、研究者等による、さまざまな文献が刑務所の「内側からの視点」を提供してきたが、その中でもっとも卓越したものは、終身刑を言い渡された者によって書かれたモノグラフである。しかし、それらは学術的な調査の基礎となることはなかった。第4に、「エスノグラフィーの中心化」であり、犯罪学では長らくエスノグラフィーによる研究がなされてきたが、元受刑者によっても多く行われてきている。こうした動向は、大学研究者による犯罪学が学術的な大きな成功を遂げ、理論的発展に尽力してきた一方で、それらの成果と受刑者の実際の世界との間には、なお断絶や距離があることを示唆している。Richards と Ross によれば、受刑者犯罪学とは「PhD を保持し、またはその途中の受刑者もしくは元受刑者によって、または既存の研究、政策および実務を批判する啓かれた(enlightened)大学研究者によって、論文ないし実証研究のかたちで行われ、犯罪学、刑事司法、矯正および社会内処遇に対して新たな視点を与える」新しい犯罪学派である。<sup>35</sup>

## 9. むすびにかえて

以上、犯罪研究における離脱理論の展開と、そこで浮かび上がってきたいく

---

34 引用はすべて、*Ibid.* at pp. 11-12.

35 Richards S. C. and Ross J. I., (2001), 'Introducing the New School of Convict Criminology', *Social Justice* 28(1), pp.177-190.

つかの論点を整理した。最後に、そこから得られた日本における今後の犯罪研究への示唆を検討したい。

まず、これまでの離脱研究の成果をふまえた、近年の日本における再犯防止対策の分析である。日本では、2016年に再犯防止推進法が制定され、2017年にはこれに基づいた政府による再犯防止推進計画が策定されている。本法は、地方公共団体にも地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を課しており、地方再犯防止推進計画の策定と実施が進んでいる<sup>36</sup>。こうした施策を離脱理論の観点から、例えば「再犯防止」に焦点を当てた施策が、犯罪からの離脱に伴う「苦痛」を与えていないのか、再犯防止対策と離脱の支援はどのような関係にあるのか、といった研究が行われるべきであろう<sup>37</sup>。

また、日本の犯罪研究における当事者の位置についても、検討すべき時期に来ているように思われる。近年では、日本においても、受刑経験のある人々の学会参加や既存の政策への異議申立てが行われるようになってきている。こうした、「社会運動としての離脱」の日本的展開可能性について、研究者は当事者と共に考えていく必要がある。もちろん、それは「誰の側につくのか？(Whose side are we on?)」という、古くて新しい問題<sup>38</sup>に、日本の犯罪学者・刑事政策学者があらためて向き合わなければならないことを意味している<sup>39</sup>。

さらに、この点とも関わり、日本における受刑者犯罪学、あるいは当事者犯罪学とも呼びうる領域の発展可能性も、今後議論すべき課題となると考える。すでに、アディクションの分野では、当事者性のある研究者による研究が行われ、従来の研究や実務のあり方に問題提起がなされている<sup>40</sup>。日本の犯罪研究は、「当事者を研究する」から「当事者と研究する」へ、さらには「当事者が研究する」という新たな局面にさしかかっている。

36 再犯防止推進法と再犯防止概念の分析として、本庄武「なぜ再犯防止か：企画趣旨を兼ねて」犯罪社会学研究46号(2021年)5-20頁。

37 もっとも、こうした観点の研究が日本ではまったく存在しないわけではない。例えば、相良翔＝伊藤秀樹「薬物依存からの『回復』をめぐる困難：長所基盤モデルが見落としているもの」岡邊健『犯罪・非行からの離脱』(ちとせプレス、2021年)199-220頁。

38 例えば、日本犯罪社会学会第44回大会(2017年)テーマセッションC「長期受刑者の社会復帰についても：無期受刑者処遇の社会化にむけて」では、自身も受刑経験があり、現在は出所者の社会復帰支援をするNPO法人の代表とそのメンバーが参加し、研究者らと一緒に議論が行われた。内容については要旨集を参照([http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting\\_reports/PDF/meeting-reports\\_44\\_2017.pdf](http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/PDF/meeting-reports_44_2017.pdf))。

39 Becker, H., (1967), 'Whose side are we on?', *Social Problems* 14(3), pp. 239-247.

40 例えば、三重ダルクの代表であり、修士学位を有する市川岳仁による研究を挙げることができる。市川岳仁「アディクトの人生に寄り添う：治療でも更生でもなく」犯罪社会学研究44巻(2019年)63-79頁。



私は、福島至先生には龍谷大学の修士課程で、土井政和先生には九州大学の博士後期課程で大変お世話になった。特に土井先生は、指導教官として、不肖の弟子としか言いようのない私を長い目で、あたたかく見守って下さった。心からの感謝をお伝えすると共に、ここに本稿を捧げ、両先生の古稀をお祝いしたい。

(あいざわ・いくお／立正大学法学部助教)